

議会のあり方検討特別委員会 委員長報告

地方分権の進展に伴い、
地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大しており、
また、本市を取り巻く社会経済情勢は、
少子高齢化の進行や物価高の影響などにより大きく変化している上、
新たな対策を要する問題等も生じています。

このような時代の要請に応えるため、
市民を代表する機関として、市民ニーズの的確な把握に努めながら、
自らの創意工夫により、政策の立案及び提言を行うとともに、
積極的に議会改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すため、
令和7年5月、「議会のあり方検討特別委員会」を設置し、
令和8年9月までに32回の委員会を開催し、
委員長、副委員長のほか、各会派から選出された委員6人の
計8人で、多岐にわたるテーマについて検討を重ねてまいりました。

検討するに当たり、まず、
議員1人ひとりの活動状況を実態把握した結果、
定例会への出席・審議などの議会活動のほか、
地域の課題の解決や、お困りごとへの相談などの議員活動に
多くの時間をかけており、
改めて地域住民の代表者としての議会の重要性と役割を認識しました。

そのようなことから、
意見交換会の開催等により、広聴機能を今以上に強化し、
市民の皆様のご意見を幅広くお聴きすることで、
市が抱える課題を的確に捉えていくことの重要性を
確認したところです。

それでは、これまで本委員会で議論してきた内容について、
その概要をご報告いたします。

まず、広報広聴機能の充実についてです。
市民の皆様に、議会や市政のことを知っていただくことが、
議会への市民参加の第一歩との認識のもと、
広報機能の充実に努めるとともに、
本市全体の課題を的確に捉え、政策提言につなげていくため、
広聴機能の充実を図ってまいります。

具体的には、従来から実施している会派や
議員個人による活動に加え、
議会全体の取組として、意見交換会を実施するなど、
市民の皆様と直接対話する機会を設けていくこととしております。

なお、宇部市議会基本条例に規定する広報広聴を
確実に実行するため、
新たに常任委員会として「広報広聴委員会」を設置し、
12人の委員を配置することで、これまで以上に、
議会の広報及び広聴を充実していきたいと考えております。

続きまして、議員間討議、政策提言についてです。
現在、議案等の審査は、所掌する3つの委員会に付託され、
各会派における調査研究や討議を踏まえ、審査しています。
今後は、現在の各会派の取組に加え、委員会での審査の際、
議員相互の自由闊達な討議を推進し、論点や争点を明確にしながら、
十分な議論を尽くした上で、合意形成を図ることとしております。

また、市民の皆様との意見交換等により把握した
市の課題については、議員間討議により、
政策提言や議員提出議案につなげていきます。

続きまして、議員の資質向上に向けた研修会の実施についてです。
議会が市長等による行政執行を監視・評価し、
積極的に政策提案をしていく上で必要となる政策立案能力や
政策提言能力の一層の向上を図るためには、
議会が主体的に議員研修の充実・強化を行うことが必要です。

そのため、議員個人の自己研鑽や会派内での研修に加え、
議会全体として、オンライン研修を含め、
外部講師による研修等を計画的に実施し、
政策形成能力、専門性及び倫理意識を高めていきます。

また、初当選の議員に対しては、
できるだけ早く議案の審査等を行うことができるよう、
従来から実施している予算、条例等の研修に加え、
議員が講師となって、議会運営の仕組み、ルール等に関する研修を
当選後、速やかに実施します。

続きまして、議会 BCP についてです。
議会 BCP とは、災害発生時、感染症拡大時などの非常時にあっても、
議会業務を適切に進めるために備えておく計画をいいます。

本市議会においては、大規模災害や、
新型インフルエンザ感染症の感染拡大などの非常時においても、
二元代表制の趣旨に則り、
議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、
迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという
議会機能を的確に維持するための
議会や議員の行動方針を策定することとしております。

続きまして、議場の開放についてです。

本来、議場は、本会議において、
議会と市長等とが議論を交わす場ではありますが、
現在は、議会で使用することに限られ、利用率が高いとはいえません。

現在、議場の使用については、議会の開催に支障がない範囲で、
執行部が主催する会議等での使用を可能としておりますが、
今後は、利用率の向上に向け、執行部が主催する、
主権者教育につながる意見交換会、
条例制定や計画策定に関する意見交換会など、
市民の皆様が出席される会議、行事等の開催場所として
積極的に使用していただけますよう、
執行部の皆さんにはお願いいたします。

このような議論を積み重ねてきた結果、
これまで明文化されていなかった議会と議員の役割など、
議会に関する基本的な事項を条例という形式で明確に規定し、
市民の皆様との共通認識とすることが必要であると判断し、
「宇部市議会基本条例」を制定するという結論に至りました。

なお、この条例には、これまで述べてまいりました、
広報広聴機能の充実、議員間討議・政策提言、研修会の実施、
議会 BCP が含まれております。

続きまして、宇部市議会議員政治倫理条例についてです。
この条例は、先ほどご説明いたしました、
宇部市議会基本条例の規定を受け、新たに制定するものですが、
宇部市議会議員が、市民全体の代表者として
議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準を定めることにより、
議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される
公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを
目的とするものです。

この条例の主な内容としては、
議員が遵守すべき事項を「政治倫理基準」として規定し、
これに議員が違反する行為をした疑いがあると認められ、
一定の要件を満たす請求があった場合、
議長は、宇部市議会議員政治倫理審査会を設置し、
当該審査会の中で、政治倫理基準に違反する行為があったかどうか、
審査を行うこととするものです。

なお、当該審査会が、政治倫理基準に違反したと認めた場合、議長は、政治倫理基準に違反したと認められた議員に対し、勧告等を行うことを規定しております。

また、宇部市議会基本条例及び宇部市議会議員政治倫理条例については、本年6月22日から7月21日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、宇部市議会基本条例については、25件、宇部市議会議員政治倫理条例については、18件のご意見をいただいたところであり、これらのご意見も参考に議論してまいりました。

なお、宇部市議会議員政治倫理条例について、パブリックコメント実施後に変更を行った条文がありますので、その内容をご説明いたします。

市議会議員が政治倫理基準に違反した疑いにより審査請求を受けた際に設置する政治倫理審査会について、条例案では「議長は必要があると認めるときは、議員に加え外部有識者から選任することができる」としておりました。

しかしながら、他自治体に事例があるものの、総務省の見解では、外部委員を構成メンバーとする附属機関を議会に設置することは法的根拠がないとしていることが判明したことから、特別委員会において再検討をいたしました。

結果、総務省の見解を踏まえ、審査会委員として外部委員を選任はしないが、より市民目線に沿った慎重な審査を行うため、専門的知識を有する者を「参考人」として出席させ、意見を聴くことができる旨の規定を新たに追加いたしました。

また、これに併せて、委員から昨今の地方議会の政治倫理の動きを踏まえた修正案が出されたことを受け、委員一同、この条例の実効性について真摯に協議をさせていただきました。

続きまして、議員定数についてですが、他市事例の調査、議員アンケートの実施、専門家による研修の受講などを経て、時間をかけて各会派の意見を確認・尊重しながら、検討を進めてまいりました。

検討を開始した当初は、6人減から定数増まで、
各会派の意見に大きな隔たりがありましたが、
最終的には、3人減、1人減、現状維持の3つの意見に収束し、
採決を行った結果、委員会としては、次回の一般選挙から、
現行28人の議員定数を1人減員し、
27人とすることを決定いたしました。

1人減員とする論拠としては、

○議会基本条例制定後、市民の皆様との意見交換会を実施し、
政策提言を行うためには、
議会や議員の活動量が増加するため、現行の議員定数では厳しい。
しかしながら、本市の人口減少や
他市が議員定数を削減している状況を考慮すると、
最低限1人削減したほうがよい。

○表決において賛否が同数となった場合、
最終的に議長が決することが可能となるよう、
議員定数は奇数であることが望ましいことから、
1人減員が妥当である。

などの意見が述べられました。

なお、3人減員とする論拠としては、

○人口減少や社会情勢の変化がある中で、特に現在は物価高であり、
その中でも手数料を増額したり、施設を統廃合するなど、
市民にいろいろな負担を求めている中で、
議会としてできる唯一の方法として、行革を考えるべきである。
その行革の冠たる手段としてできるのが、定数減であり、
現行の委員会の数を考慮し、3人減が望ましい。

○一定以上の得票数をもって市議会議員になる必要があること、
また、委員会の数も考慮した場合、3人減が妥当である。

などの意見が述べられました。

また、現状維持とする論拠としては、

○今後、更に人口が減少したとしても、
地方自治体としての宇部市の業務は増加する一方で、
予算は過去最大規模が続いており、
業務や予算が増加する中、議員が減少すれば、
監視・チェック機能は十分発揮できないのではないかと。

○本委員会でも、議会・議員の政策立案、議会改革の議論があるが、
これは、多様な議員が集まっているからこそ可能なことであり、
定数削減は、それを阻害する方向となるのではないか。

○前回、平成 20 年に定数 4 人減員の議案が提出された際の、
議案提出者の提案理由の検証が行われておらず、
まずは、しっかり検証し、議論することが必要ではないか。

などの意見が述べられたことをご報告いたします。

続きまして、議員報酬については、
他市事例の調査、議員アンケートの実施とともに、
複数の専門家の研修を受講することにより、
議員報酬の額に関する考え方の整理を行ってまいりました。

委員会の中で、市議会議員の待遇について、
市民に周知が足りないのではないかなど、様々な議論がありましたが、
議員報酬については、この委員会で結論を出すことは
適切ではないという判断に至りました。

以上が、これまで本委員会で議論してきた内容となりますが、
今後は、宇部市議会基本条例及び宇部市議会議員政治倫理条例の
理念に基づいた取組を進めるとともに、
これまで以上に、市民の皆様の声を真摯に受け止めながら、
不断の改革を進めていきたいと考えております。

市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたしまして、
議会のあり方検討特別委員会の報告とさせていただきます。